

令和 8 年度
フレイル高齢者向け新サービス創出に係る実証実験業務
企画提案公募要領（第 2 回公募）

1 業務の趣旨・目的

本県においては、今後のさらなる高齢化の進展を見据え、医療・介護の専門職が重度者向けのサービスに集中できる環境の整備が急務となっており、要支援者やフレイル（虚弱）状態にある軽度者に対しては、民間企業やNPO等の多様な主体と専門職が連携し、高齢者がなじみの地域で暮らし続けられる環境（柔軟な生活支援や介護予防サービスの創出）を目指すことが必要である。

そのため、県では、従来の「介護」や「生活支援」の枠を超えた企業・団体との連携・協働によるサービス資源の開発を推進するため、幅広い分野の「公・共・私」が共創する基盤として、広域的なプラットフォーム「ツドレバ」を令和 7 年度に創設した。同プラットフォームでは、事業の成熟度に合わせて、「出会い・気づき支援」、「具体化支援」、「実装支援」を実施することとしている。

本事業は、この「ツドレバ」における「実装支援」のステージとして、多様な主体が連携したフレイル高齢者向けの新サービスの創出及び社会実装を支援するため、その実現可能性や効果等を検証するとともに、実証実験を通して地域全体を巻き込んだ持続可能な仕組みづくりを促進することを目的とする。

具体的には、限定的な環境下で検証モデルを試行し、現場の課題、取組の効率性、有効性、妥当性を早期に洗い出すことで、次年度以降の市町村事業への接続に向けた最適な仕様要件や事業モデルの構築に資する基礎資料を得るものとする。

2 業務の概要

- (1) 委託業務名 令和 8 年度 フレイル高齢者向け新サービス創出に係る実証実験業務
- (2) 業務の期間 契約の締結日から令和 9 年 3 月 25 日まで
- (3) 業務の内容 別紙「企画提案仕様書」による。

3 見積限度額及び採択予定件数

- (1) 見積限度額 3,200 千円以内（消費税を含む）
ただし、この金額は企画提案の募集にあたり設定したものであり、受託候補者を決定後、当該受託候補者の企画提案内容を仕様書に反映させた上であらためて見積書を徴収することとなるため、実際の契約額と異なる場合があることに留意すること。
- (2) 採択予定件数 2 件程度

4 募集する実証内容

次に掲げるすべての事項を満たす「高齢者フレンドリー社会の実現」に資す

る取組とする。

(1) サービス対象者

検証するサービスの主な対象が、加齢による虚弱な状態の高齢者又は介護予防・日常生活支援総合事業の対象者であること。

(2) 取組テーマ等

以下の区分のいずれかに該当する事業で、市町村の介護予防・日常生活支援総合事業（サービス・活動事業（従前相当及びサービス・活動Cを除く））としての実装を目指す取組であること。

ア 通い慣れた店舗を利用し続ける

イ 生活を支える選択肢を増やしていく

ウ 高齢者が役割をもって活動し続ける

(3) 実施体制・連携

企業、団体、NPO、市町村、地域住民等多様な主体が協働又は連携等した取組であること（実証フィールドの市町村との連携又は協力関係は必須）。

(4) 具体化ワーキング及び事前相談

沖縄県のプラットフォーム「ツドレバ」のプログラムの具体化支援（具体化ワーキング）を受けており、「高齢者フレンドリー社会をつなげるプラットフォーム運営事業」又は「多様な主体が連携・協働した多様な取組のコーディネート等事業」の受託者に企画提案内容に関する助言を得ていること。

5 応募資格

本企画提案公募に応募申請できる者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（注）地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は民事再生法（平成22年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者ではないこと。

(3) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

(4) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと

及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 本事業の広報・PRのため、委託期間終了後も可能な範囲で県の業務に協力できること。

(6) 沖縄県内に本店又は支店を有する者であり、本業務の実施にあたって、県と密接に連携できる体制を有すること。

(7) 実証実験の実施能力を有する者であり、最後まで実証実験を完遂する意思があること。

(8) 応募は共同企業体（コンソーシアム）でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。なお、代表事業者は法人格を有する者であること。

イ 共同企業体のすべての構成員は、応募資格(1)から(5)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体の代表事業者が、応募資格(6)及び(7)の要件を満たす者であること。

エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

オ 共同企業体の構成員が、単独企業としても重複応募する者でないこと。

カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

(9) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき提案は1件であること。

【単独（1者）で申請する場合の要件】

単独で申請する者については、前述の応募資格に加えて、以下の事項を要件とする。

(1) 法人格を有する者であること。

(2) 実証フィールドの市町村と企画提案内容に関して連携又は協力関係があること。

6 公募スケジュール

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年10月28日（水） |
| (2) 質問締切 | 令和8年11月4日（水）13時必着 |
| (3) 質問回答 | 令和8年11月5日（木）（予定） |
| (4) <u>企画提案書等受付締切</u> | <u>令和8年11月13日（金）15時必着</u> |
| (5) 企画提案審査 | 令和8年11月18日（水）午前（予定） |
| (6) 審査結果通知 | 令和8年11月20日（金）（予定） |
| (7) 委託契約 | 令和8年11月下旬（予定） |

7 質疑応答

- (1) 応募に係る質問
 企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、別紙「質問書」に記入し、電子メールにより提出すること。
- ア 受付期限 令和8年11月4日（水）13時必着
 イ 提出場所 沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課
 メールアドレス aa091201@pref.okinawa.lg.jp
- (2) 質問に対する回答は、沖縄県地域包括ケア推進課ホームページへ掲載する。

8 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案書等の提出は、次により持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便等確認可能な手段で行うこととし、提出期限内に必着するよう送付すること。
- ア 提出期限：令和8年11月13日（金）15時（厳守）
 イ 提出場所：沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課
 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階
- (2) 企画提案に当たっては、以下の書類を一連にして7部（原本：1部、コピー：6部）作成し、1部ずつ左上をクリップ止めすること。各書類は、A4版で統一すること。

書類	様式	備考	提出
企画提案応募申請書	様式1	・共同企業体の場合は代表事業者が提出すること	7部
企画提案書	様式2	・共同企業体の場合は代表事業者が提出すること	
経費見積書	様式3	・共同企業体の場合は代表事業者が提出すること ・ <u>費用内訳を別紙で作成し提出すること</u> ・本事業の実施にあたっては、安全管理措置	

		として適切な保険（賠償責任保険等）への加入が義務付けられる。提案にあたっては、保険料等を見込んだ事業計画・経費見積を作成すること ・積算の費目（例） - ア 直接人件費 - イ 報償費 - ウ 保険料 - エ 使用料及び賃借料 - オ 消耗品費 - カ 印刷製本費 - キ 通信運搬費 - ク 一般管理費 （（直接人件費+直接経費－再委託費）×10%以内） - ケ 消費税	
会社概要	様式 4	・共同企業体の場合は、構成員すべて提出すること	
業務実績調書	様式 5	・共同企業体の場合は、代表事業者の直近 2 か年間（令和 6 年度～令和 7 年度）における実績を記載すること ・記載する実績は、最大 4 件とし、本事業と同種・同規模の実績を記載すること。	
誓約書	様式 6	・共同企業体の場合、全構成員が提出すること。	
共同企業体協定書	任意	・県HPに掲載する共同企業体協定書を参考に作成すること。	
同意書	様式 7	・単独で応募する場合：連携又は協力する相手方（実証フィールドの市町村（必須）、個人事業主、任意団体等）からの同意書を提出すること。 ・共同企業体で応募する場合：実証フィールドの市町村が構成員に含まれない場合は、連携又は協力する実証フィールドの市町村からの同意書を提出すること。	

9 企画提案審査

応募資格等要件の適合を確認したうえで、資格要件を満たす者はプレゼンテーション審査の対象とする。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案事業者選定委員会において、企画提案書の内容、経費等について

プレゼンテーション審査を行ったうえで、予算の範囲内（２件程度）で選定する。ただし、審査基準に基づく一定の基準に達した提案がない場合は採択を行わないことがある。

なお、審査の結果については、電子メール及び書面にて通知する。

また、審査における留意事項は、以下のとおりとする。

ア 審査会場への入場者は３名以内とする。

イ 審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

(2) プレゼンテーション審査は、令和８年11月18日（水）午前を予定。詳細は後日通知する。

(3) 審査においては、以下の評価基準により総合的な評価を行う。

審査項目	審査の基準
目的適合性	・本業務の趣旨や課題を認識し、目的に沿った提案内容であるか
具体性及び実現性	・具体的かつ現実的な提案内容であるか ・プロジェクトの座組や実施スキームが一定程度構築され、社会実装が期待できる提案内容であるか
発展性及び地域性	・他の地域のモデルとなり得る提案内容であるか ・地域の強みや既存の資源を活かした提案内容であるか
業務遂行能力	・本業務を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか ・本業務を遂行できると判断される実施スケジュールになっているか
その他（積算内容等）	・本業務を遂行するにあたり、妥当な積算内容となっているか

(4) 審査の結果は、全ての提案者に対して通知する。

10 契約

選定された事業者（受託候補者）と本県との間で事業内容等の協議を行い、合意に至った場合に本事業の実施に関する委託契約を締結する。

11 権利の帰属、秘密保持及び成果の公表

(1) 知的財産権の帰属

本事業の実施に伴い新たに生じた発明、考案、意匠、著作物等の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）

は、実証終了後の自立的な社会実装・事業化を広く促進する観点から、原則として受託者（共同企業体の構成員を含む）に帰属するものとする。

(2) 実証データ及び業務実施報告書の所有権・利用権

前項の規定にかかわらず、本事業において収集・蓄積された実証データ、アンケート結果、及び業務実施報告書等の成果品について、県は以下の権利を有するものとし、受託者はこれをあらかじめ承諾するものとする。

ア 実証データ及び業務実施報告書の所有権は県に帰属する。

イ 県は、次年度以降の市町村事業への接続、政策立案、PFS導入可能性調査業務および本事業の成果普及等の目的において、業務実施報告書や実証データを無償かつ自由に利用（複製、加工、市町村等の第三者への開示・提供等）できる権利（利用権）を有するものとする。

(3) 一般公開する情報の範囲

本事業の成果を地域全体へ波及させるため、県および受託者は、業務実施報告書の内容を原則として外部へ一般公開（Webサイトへの掲載や成果報告会での発表等）するものとする。ただし、公開する情報の範囲については、受託者の独自のノウハウや企業秘密、個人情報等の保護に配慮し、受託者と県が事前に協議の上、一般公開用の仕様（概要版など）を別途整理し、決定するものとする。

12 その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本公募要領に違反すると認められる場合

エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 企画提案に要した経費については、応募者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。

(4) 提出期限後の書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。

(5) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(6) 事業の実施に当たっては、県と随時実施内容を協議して進めていくものとし、提案内容の全ての実施を保証するものではない。

(7) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。

(8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合（共同企業体の場合は、代表事業者が該当する場合）は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（※）契約保証金について（抜粋）

（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じ

て得た額)の100分の10以上とする。

- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約(公益を目的としたものに限る。)を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
 - (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
 - (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13 問い合わせ・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県 保健医療介護部 地域包括ケア推進課 (担当:原)

TEL:098-894-2152

E-mail: aa091201@pref.okinawa.lg.jp